



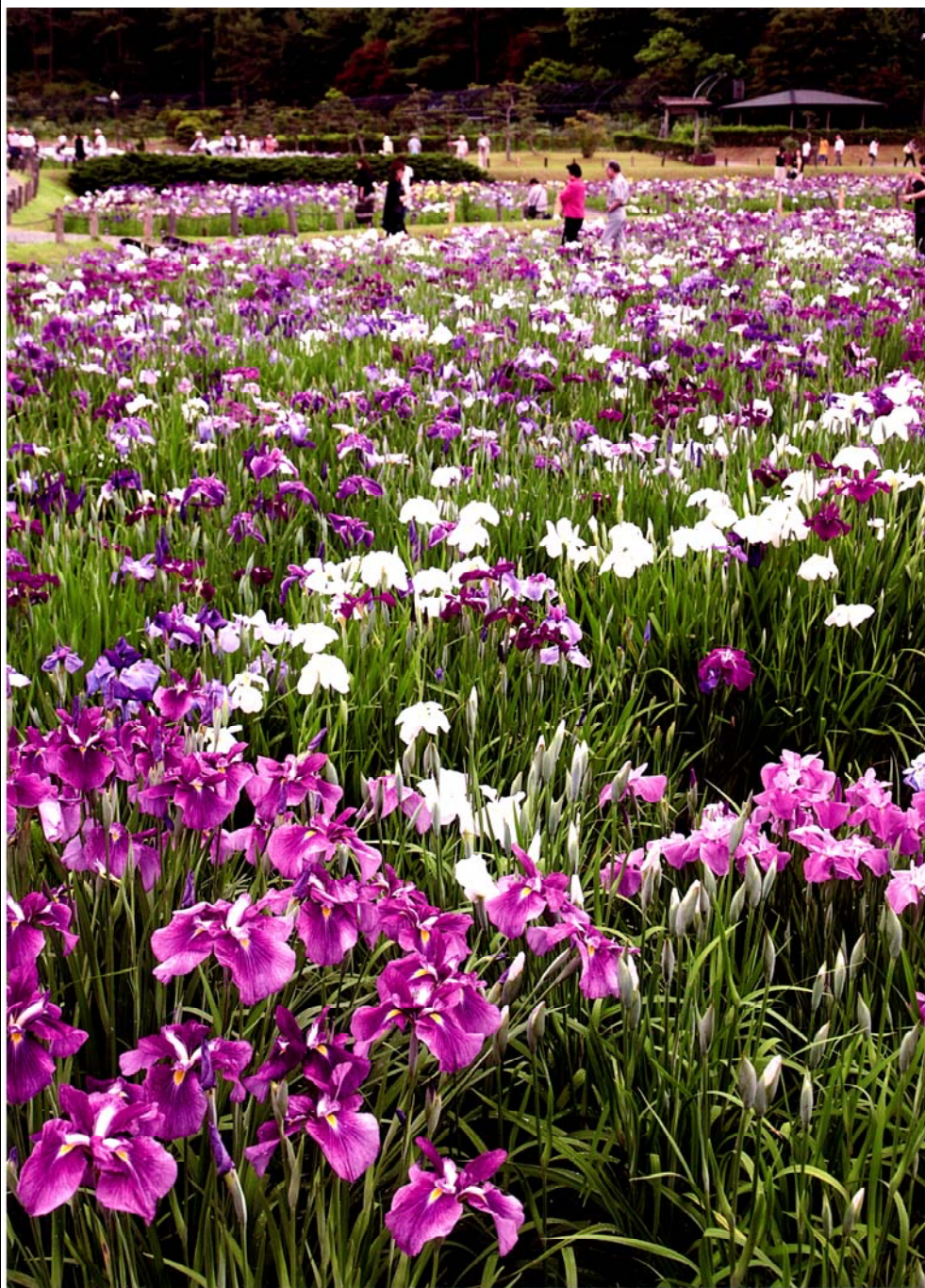
# 近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 23 年 8 月 25 日

23 年夏号

No. 26

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 原 正人  
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号  
編集委員 / 高岩弘至・真奥 隆・田中俊英・稲垣成祥・根尾玲子



## 『花しょうぶ園』 ～三田 永沢寺～

回遊式の本格的な庭園として広く知られ、33,000 平方メートルの敷地に全国各地から選んだ優良種を育成し、現在は 650 種 300 万本に及ぶ花しょうぶが、6 月下旬から 7 月上旬にかけて一斉に花開き、訪れた人々の目を奪います。



(写真)久保 慶明



### 23 年夏号 主な内容

- |     |                                  |     |                                 |
|-----|----------------------------------|-----|---------------------------------|
| 1 面 | 表紙『花しょうぶ園』                       | 4 面 | 第 25 回 誌上研修                     |
| 2 面 | 支部長あいさつ<br>副支部長紹介<br>支部幹事及び監事の紹介 |     | 「社会福祉法人会計基準の改正について」             |
| 3 面 | 泉大津税務署長あいさつ                      | 6 面 | 寄稿 「いつか会」<br>「カジノ」              |
|     |                                  | 7 面 | 新会員自己紹介、会員の異動                   |
|     |                                  | 8 面 | 最新研修ビデオの紹介、告知板、<br>原稿・写真募集、編集後記 |



## ご挨拶

支部長 原 正人

残暑の候、会員先生方はこの暑さをいかがお過ごしでしょうか。

平素は支部の会務運営に対しまして、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る6月9日に泉大津支部の支部長に就任させていただいて以降、本会並びに関係諸団体との事務連絡あるいは会合への出席など、無我夢中で職責を果たす日々が続いております。こうした中で、阪前支部長の任期中に、歴代支部長先生をはじめとして役員先生、また会員先生方のご尽力によりまして、念願の支部事務局が開局されたことにより、随分と事務負担が軽減されたことに感謝しております。

さて、本年3月11日に発生しました「東日本大震災」は国内観測史上最大の地震であり、これに起因した大津波により福島原発をはじめ甚大な被害がもたらされました。がれきの処理、放射能問題など本格的な復興にはまだまだ時間がかかるという状況です。ここに「東日本大震災」において被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この大震災は日本の経済に大きな影響を及ぼしており、長く続く不況からの脱出が一層困難になっております。国際競争力の問題から議論されていた法人税率の軽減など、税収の減少になる改正は、震災復興の財源確保の妨げになるため、実現しない可能性が高まっています。

このような状況の下、我々税理士は独立した公正な立場において、納税者のよき理解者として社会に関わっていくことが大切であると考えています。納税者の信頼にこたえるため、日々努力と研鑽を重ねる必要があります。今後は多くの会員先生方のご意見やご要望を取り入れ、研修会など支部活動の一層の充実と活性化を図ってまいりたいと思っております。

時節柄、ご自愛専一に爽快な夏を過ごされますよう祈りあげます。



## 副支部長紹介



萬野 俊史  
[厚生・綱紀担当]



阪東 寛  
[会計・業対担当]



石谷 秀志  
[税 対 担 当]



高岩 弘至  
[総務・広報担当]



笠井 慎五  
[研修・情報担当]

## 支部幹事及び監事の紹介



### 幹事（12名）

岩間 新吾（業対・会計）

真奥 隆（情報・広報）

原田 鎮郎（業対・研修）

永谷 博子（総務・研修）

森福 清和（総務・税対）

田中 俊英（総務・広報）

稲垣 成祥（情報・広報）

松本 直哉（研修・厚生）

中島 浩（研修・綱紀）

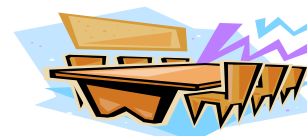
山口 秀美（厚生・税対）

大西 博己（研修・税対）

根尾 玲子（研修・広報）

### 監事（2名）

久保 慶明 北野 秀一





## 着任のごあいさつ

泉大津税務署長 田原 義幸

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私、この度の人事異動により大阪派遣国税庁監察官から赴任してまいりました田原でございます。

泉北地区における納税道義は、皆様方のご尽力のおかげをもちまして、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の芳賀署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や急速な国際化・IT化に伴い経済情勢が急激に変化しており、更には、東日本大震災被災者への対応など、様々な新しい課題が生じています。こうした中、私たち税務職員の使命は「適正・公平な課税の実現と期限内収納の確保」と「時代に即した納税者サービスの向上」であると考えております。その実現のためには、行政の努力のみでは難しく、皆様方のご理解とご協力なくして達し得ないものでありますので、何とぞよろしくお願い致します。

なお、本年、重要視しなければならないと考えておりますのは、平成23年分確定申告の円滑な運営と書面添付制度の普及についてであります。

平成23年分確定申告につきましては、税務署としましては、昨年同様に納税者サービスの充実に努めるとともに、円滑に推移するよう最大限の準備をしておきたいと考えており、併せてe-Taxにつきましても、国税組織を挙げ取り組むこととなっておりますので、税理士の皆様方におかれましても、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。また、書面添付制度については、税務署と税理士会との実務者レベルの協議会を積極的に開催し、書面の添付割合の向上や記載内容の充実に向けた具体的協議を実施する必要があると考えております。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



## 大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012  
大阪市中央区谷町1丁目5番4号  
TEL (06) 6941-6888  
FAX (06) 6947-2800  
URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

### 保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、  
全税共年金、所得補償、総合事業保険プラン、  
ゴルフアース保険、自動車保険、火災保険

### 金融・ カード

税理士(マーク入り)カード、  
住宅ローン  
自動車ローン

### 販売 あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具、  
紳士・婦人服、生活雑貨、  
リサイクルトナーカートリッジ、印鑑、  
名刺、家電製品(web販売)

### 共済 制度

小規模企業共済制度  
中小企業退職金共済制度  
経営セーフティ共済制度

### 不動産

不動産情報(売買仲介)  
戸建住宅、マンション  
リフォーム

### その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権、  
葬儀、リース関連、人材派遣、  
セキュリティ、資格取得、  
カーライフ関連、PETガン検診



## 第25回 誌上研修 社会福祉法人会計基準の改正について

研修委員 松本 直哉

### 1. 社会福祉法人が計算書類を作成するにあたって適用される会計基準がこの度、全面的に見直されることとなりました。

その経緯としましては、現行の会計基準の適用範囲は、社会福祉事業に限られており、公益事業や収益事業は別途計算書類を作成しなければなりませんでした。また、介護保険事業では、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（以下、「指導指針」という。）という会計ルールが存在し、現行会計基準との選択適用が認められているため、計算書類の様式も異なり、計算処理結果が異なっていました。そして、社会福祉事業であっても、病院、授産施設などのように別に会計ルールが定められておればその基準を適用しなければなりませんでした。

そのような原因により、事務処理が煩雑になり、経営に有用な財務情報の提供や情報公開を阻むものとなっていました。そのため、この度、さまざまな会計ルールを一元化し、社会福祉法人全体の事業に適用する「新たな社会福祉法人会計基準」（以下、「新会計基準」という。）が作成されることとなりました。

### 2. 新会計基準の基本的考え方

社会福祉法人は、社会状況の変化を受け、一層効率的な法人経営が求められており、経営状態をより正確に反映した形で国民と寄附者に説明する責任があるため、経営状況の明確な開示や透明性が求められています。

新会計基準では、社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用対象とすることとしています。また、法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析が可能なものとするとともに、外部への情報公開も勘案した作りとなっています。

### 3. 計算書類から財務諸表へ名称が変わります。

現行の会計基準では、計算書類と呼んでいましたが、新会計基準では、財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表）と名称が変わり、外部への情報公開も勘案されたものとなっています。また、財務諸表に加え、附属明細書、財産目録を作成するものとされています。附属明細書は、現行の併存している様々なルールにより作成が求められていますが、新会計基準ではこれらを整理統合し、会計基準と、その補足説明として規定される運用指針に附属明細書の様式が定められることとなりました。

そして、資金収支計算書、事業活動計算書の細部の勘定科目等の名称は大幅に変更になりますので新会計基準への移行の際は注意が必要です。



### 4. 財務諸表の注記が拡充されます。

現行基準では、計算書類の注記事項として記載していた7項目に加え、経営内容をより正確に説明する趣旨から、「法人で採用する退職給付制度」、「関連当事者との取引内容」等、8項目を追加し、15項目に拡充されました。また、法人全体の他、拠点区分でも財務諸表の注記をするものとされています。

### 5. 財務諸表を作成する単位を区分する方法が変更されます。

新会計基準では、法人全体で資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成し、さらに、これらの事業区分別、拠点区分別の内訳表を作成します。また、拠点区分ごとに資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成し、資金収支計算書又は事業活動計算書については、拠点区分別にサービス区分の明細書を作成します。

#### ①事業区分

社会福祉法人が行う事業を、社会福祉事業、公益事業、収益事業に区分します。

## ②拠点区分

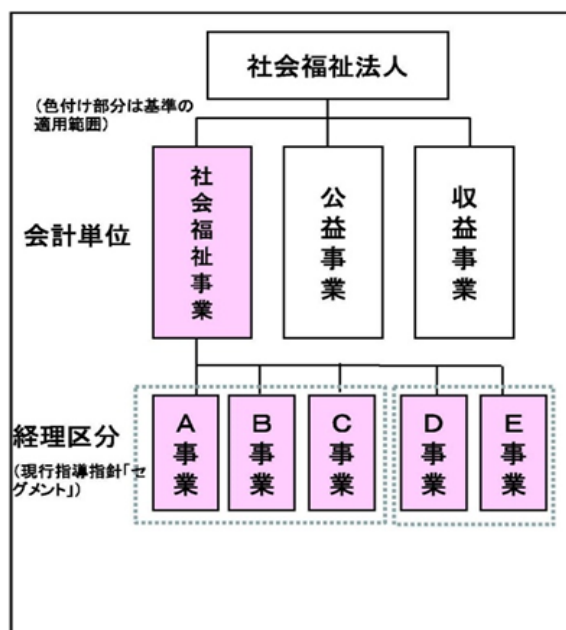
事業区分の中で、拠点（一体として運営される施設、事業所及び事務所）別に区分します。  
例えば、特別養護老人ホームに通所介護、短期入所生活介護が併設されている場合には、各事業をまとめて一つの拠点区分とします。

## ③サービス区分

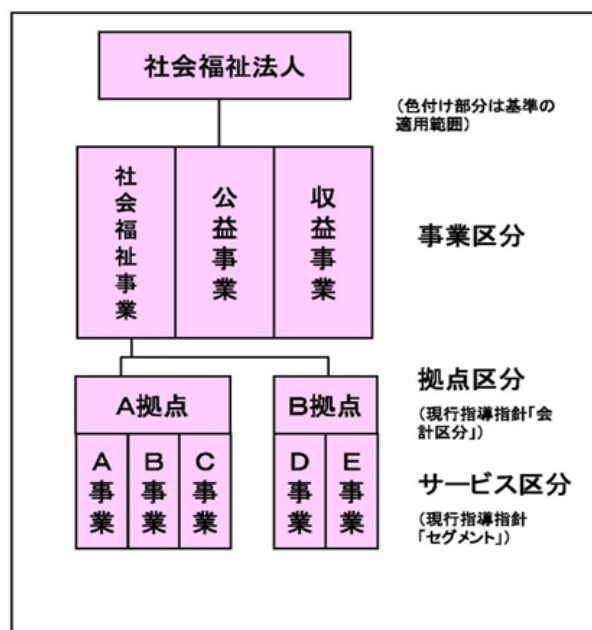
拠点区分で実施する事業別（例えば、特別養護老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護）に区分します。

### （「区分方法の変更」イメージ）

#### ◆ 現行基準



#### ◆ 新基準(案)



## 6. 現行会計基準からの変更点

### ① 1年基準（ワンイヤー・ルール）を厳格適用

貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金、支払の期限が到来するものは流動資産・負債に属するものとします。よって、設備資金借入金で支払期限が1年以内の到来するものは「一年以内返済予定設備資金借入金」を流動負債として計上します。リース会計の適用に伴う「一年以内返済予定リース債務」も同様に流動負債として計上します。

### ② 引当金の範囲

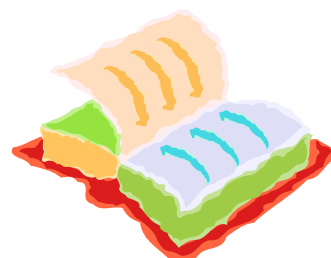
徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金の3つに限定されます。現行会計基準でその他の引当金として計上されている修繕引当金等は、新会計基準への移行年度に全額を取り崩します。

### ③ リース会計の適用

ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。したがって、リース資産とこれに対応するリース債務を計上することになります。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引等の少額のリース資産、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じた簡便な取扱いができます。

## 7. 新会計基準への移行時期

事務体制等が整い、実施が可能な法人においては、平成24年度（予算）から移行できます。また、平成27年度（予算）には全ての法人において移行します。





## いつか会

上吹越 弘

いつか会は、泉大津支部若手税理士等の任意組織の勉強会として 1994 年(平成 6 年)8 月 5 日に発足しました。発足の経緯は、当時の税務署長から「支部会員の若手税理士との懇談会」の機会を持ちたいとの要望を受け、その事前準備の会合の中で意見が出され発足したものと当時を知る先生から聞いています。

### 「いつか会の概要」

|          |                                                                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 足 日    | 平成 6 年 8 月 5 日                                                                                           |
| 会員資格     | (1) 泉大津支部若手税理士対象 原則 45 歳以下<br>(2) 開業後 3 年以内(年齢不問)<br>※①現在では、泉大津支部会員であれば、資格要件を設けてはいない。<br>②現在の名簿会員数……30 名 |
| 会の名称     | 毎月 5 日に開催する予定から名づけられたもの<br>現在も、毎月 5 日前後に開催している                                                           |
| 目 的      | 知識の再確認、能力、資質の向上を図る                                                                                       |
| 会長・運営担当者 | 輪番制で 2 名が担当(任期 1 年)                                                                                      |
| 会場場所     | 泉大津テクスピア 3F 研修室                                                                                          |
| 時 間      | 午後 6 時 30 分～9 時                                                                                          |
| 出 席      | 自由参加会合……テーマ案内後「出席者」のみ返信                                                                                  |
| 会 費      | 1 回 5,000 円徴収(年 2 回程度……忘年会、ゴルフの余剰金の影響を受ける)<br>※支出内容……会場費、飲み物代                                            |
| 内 容      | (1) 勉強会……年間 7～8 回<br>(2) 親睦ゴルフ……1～2 回(9 月)<br>(3) 忘年会 12 月                                               |

発足時から出席させていただき早いものでもう 17 年を経過しようとしています。その間 2 名の若い先生他会員先生の訃報に接するという悲しい出来事もありました。時を得るにつれ出席者が減少し自然休会の危機が生じたこともありましたが、担当先生方の努力で、現在では、常時 6～8 名の出席者で勉強会を継続しています。OB 先生他経験豊富な先生方から貴重な話を聞く機会も増え、最近では事例問題をテーマにすることが多くなりました。当日の事例報告を他人事のように聞いていたことが、後に自分の顧問先でも同じ事例が発生し資料を再読確認することも有り、勉強会の内容が業務の参考になることが随分あります。研修会で講義を受ける機会は増加していますが、事例問題等を自由に意見交換する場はほとんどありません。毎月 5 日前後に「いつか会」を開催していることをご理解いただき若手税理士に限らず、実務経験豊富な先生方の出席が多数増加し益々充実継続することを願っています。



## カジノ

櫻井 善章

本来ならば、8 月 4 日から 6 日にかけて、家族で沖縄旅行に行き、その内容について投稿しようと思っていたのですが、台風のため旅行が中止となり、急遽、この内容に変更しました。

カジノといえば、ほとんどの方が以前はラスベガスをイメージしたのではないのでしょうか？私も学生時代、卒業旅行にラスベガスを訪れ、わずかな投資で大人の世界を楽しんだ経験があります。

しかし、今やカジノは、国を挙げたビジネスに変わって来ました。カジノは 1638 年にイタリアで初めて作られ、1931 年にアメリカで合法化されました。その後、1960 年以降にラスベガスに建築されたという歴史をたどっています。

日本では、刑法において賭博行為が禁止されているため、カジノの設置は認められていません。ただし、カジノで行われている遊技自体が禁じられているわけではなく、それらは風俗営業等の規制等に関する法律の営業として、景品や金銭と交換出来ないチップやメダルなどの遊技媒体を用いた、カジノ的な雰囲気を楽しむカジノバーやメダルゲーム場などの営業を行うことは妨げられていません。現在、一部の地方自治体の中にはカジノによる税収や経済効果を求めて、カジノの許可権限を持つ構造改革特区を目指す動きがあり、東京都知事や大阪府知事、自民党の一部の議員も合法化を求めています。青少年への悪影響、治安悪化、暴力団などの犯罪組織の資金源になるなどの恐れや国会による法改正を必要とする為、実現には至っていません。

そういった中、世界では、現在カジノは120ヶ国以上で合法化されており、国によって制限内容は大きく異なります。世界で2000軒以上のカジノが存在し、観光資源の1つとして競争が行われています。1950年代のラスベガスに代表されるように、非合法組織の関与は大きな問題とされ、それに対抗する規制強化が行われてきました。1990年代後半にはマカオにおいてカジノを巡る抗争が激化しましたが、現在は沈静化し、マカオが現在、世界一のカジノになっています。

最近では、シンガポールのカジノが有名ですが、近場では、韓国のカジノがあります。カジノが誘致されている韓国の都市はソウル、プサン、慶州そしてチェジュ（済州島）です。私自身もカジノは好きで、毎年、韓国のカジノを訪れています。初めて、韓国のソウルのカジノを訪れた時は、ポーカーのスロットマシンでロイヤルストレートフラッシュを当て、大金を手にした事もありましたが、今や過去の栄光となりました。次回、支部旅行はチェジュ（済州島）を予定されているそうですので、カジノに行かれた事のない方も一度、カジノを訪れてみてはどうでしょうか？チェジュ（済州島）のカジノは年齢制限以外は、服装などの制限も特になく、パスポートさえ提示すれば、韓国では最低25,000ウォン（日本円で1700円～2000円程度）で楽しむ事が出来ます（直接、日本円で楽しむ事も出来ます）。

カジノのゲームにはルーレット、ポーカー、バカラ、ブラックジャック、スロットマシン等、いろいろありますが、私のお勧めは、ルーレットです。少額の投資で、最高36倍の配当がもらえるゲームです。韓国のカジノは、基本的にプレーヤーは無料でお酒等も飲み放題で、日本語も通じます。お酒を飲みながらの夢の時間はあっという間に過ぎてしまいますが、一攫千金を夢見てチャレンジしてみたいはいかがですか？グッドラック！！

## 新 会 員 自 己 紹 介

にしい まもる  
西井 護

・・・昭和24年5月14日生 登録番号：118353



【自己紹介】平成21年7月に税務署を退職しました。在職中は資産税部門に勤務し、平成12年から3年間は和歌山県の路線価の作成に従事しました。現在の公示価格は実勢価格に較べて大分低いという印象を持っています。もっと数多くの売買実例が不動産鑑定士に入手できるシステムを導入すべきであると思います。

【趣味】囲碁、ハイキング、読書（主に歴史小説及び経済に関するもの）

【メッセージ】和泉市で34年間住んでいたの、地元の納税者のために尽くしていきたいと思います。これからどうぞよろしくお願いします。

ふじくら ひろあき  
藤倉 広明

・・・昭和40年7月27日生 登録番号：78625



【自己紹介】20数年、会計事務所に勤務していましたが、5月に退職し、こちらで開業することになりました。今までは、人任せにしていたことに悪戦苦闘しながら頑張っています。

【趣味】ゴルフ（だったのですが、最近はしなくなりました。）、旅行

【メッセージ】いろいろとわからないことがあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



## 会 員 の 異 動

平成23年8月1日現在 会員数107名（内税理士法人 2）

### ◇入 会

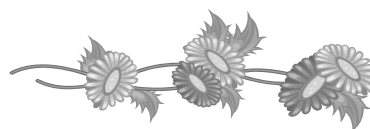
平成23年5月26日 西井 護 先生（開業）  
事務所：和泉市光明台1-27-19  
TEL:0725-55-2070 FAX:0725-55-2070

平成23年6月1日 藤倉 広明 先生（北支部より）  
事務所：高石市高師浜1-11-29  
ガーデンハイツ高師浜201  
TEL:072-249-5881

### ◇ご逝去

～ 謹んでお悔やみ申し上げます ～

平成23年1月7日 中尾 信雄 先生  
平成23年7月15日 竹下 修 先生



# 最新研修ビデオの紹介

支部事務局では、研修ビデオを整理保管しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。また新着情報につきましては、支部だより、ホームページ等で随時お知らせしてまいります。

## 【新着情報・・・平成 22 年 11 月 1 日以降開催分】

### ◇平成 22 年度 第 3 回マルチメディア研修

「清算所得の取扱いについて」

### ◇平成 22 年度 第 4 回マルチメディア研修

「書面添付制度②

～添付書面作成基準及び事務運営指針について～

### ◇大阪・奈良税理士協同組合主催

平成 22 年度 第 3 回研修会

「誤りやすい事例－法人税・源泉所得税・関連項目」

平成 22 年度 第 4 回研修会

「第 1 部 確定申告向け所得税・消費税の留意点」

「第 2 部 平成 23 年度税制改正大綱からこれからの税制を考える」

平成 22 年度 第 5 回研修会

「法人税改正－法人の活用で所得税・相続税対策を」

平成 23 年度 第 1 回研修会

「第 1 部 法令用語の常識と契約書の作成方法」

「第 2 部 税理士業務と ADR について」

### ◇近畿税理士会主催

「平成 22 年分確定申告をめぐる留意点」

「国際会計基準（I F R S）をめぐる課題と展望」

「企業法（手形法・小切手法）」

「公益法人移行手続きの実務」

### ◇日本税理士連合会主催 全国統一研修会

「プロから寄せられた難問事例（税務事例解説）」

「事例から学ぶ小規模宅地等の特例」



## 告知板 支部連絡網について

### 広報委員会

支部事務局では、支部会員の先生方のファックス番号の登録を済ませました。したがって、緊急を必要とする『弔事連絡』は、次のような連絡態勢を取らせていただきますのでよろしくお願いします。

- ① 支部事務局より一斉にファックス送信させていただきます。
- ② ①のファックスで連絡ができない場合には、お電話をお掛けします。
- ③ ①・②でも連絡ができない場合には、書面にて郵送させていただきます。

なお、同じ事務所内で複数名の登録がある支部会員の事務所につきましては、1 枚しかファックスを送信いたしません。事務所内での閲覧をお願いします。

近畿税理士会の会員名簿にファックス番号の記載がない支部会員先生でファックス送信が可能な場合は、ファックス番号を支部事務局までお知らせ下さい。

## 原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405

e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

## 編集後記

残暑お見舞い申し上げます。

今年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は三陸沖の海底の断層が連続して動き、長さ 500 km、幅 200 km にわたって起きた大きな断層のずれの結果、30m 以上の津波が陸地を襲い多数の犠牲者が出ました。そして、福島原発事故が起きました。

地震発生後半年近くになりますが、まだ行方不明の方がたくさんおられ、町の復興も進みません。未曾有の震災が起きましたが、いろいろな人の温かさや人を思いやる心など改めて、実感された方も多いと思います。

「何か自分たちでお手伝いできることがあれば…」と海外からも援助があります。

『困った時こそ本来の姿が現れる。それは良きことも悪しきことも。』と痛感した上半期でした。

『東日本頑張れ！』と西から応援していきたいと思います。  
(R. N)